第二十条の二を第六十六条とする。

第二十条第一項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「認定に」を「認証に」に、「従業員」を「従業者」に改め、同条第二項中「認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、指定農林物資の生産業者」を「認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者」に改め、「同じ。」の下に「若しくは適合の表示」を加え、「工場、ほ場」を「ほ場、工場」に改め、「格付若しくは」の下に「適合の表示若しくは」を加え、「従業員」を「従業者」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第十九条の十四第一項」を「第六十一条第一項」に、「第十九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に、「製造業者等」を「取扱業者」に、「工場、ほ場」を「ほ場、工場」に、「従業員」を「従業者」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　農林水産大臣は、第六十八条の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の表示を行った者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その表示に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

第二十条第二項の次に次の一項を加える。

3　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録試験業者若しくはその登録試験業者とその業務に関して関係のある事業者に対し、試験等に関する業務に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の試験所、事業所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

第二十条を第六十五条とし、第五章中第十九条の十六を第六十四条とする。

第十九条の十五第一項中「第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格」を「日本農林規格（第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。）において名称」に、「であつて」を「であつて」に、「日本農林規格において定める名称」を「名称」に、「当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該日本農林規格において定める品質とは異なる品質の他の農林物資

二　当該日本農林規格において定める生産行程とは異なる生産行程により生産される他の農林物資

三　当該日本農林規格において定める流通行程とは異なる流通行程により流通される他の農林物資

第十九条の十五第三項中「農林物資の」を削り、同条を第六十三条とし、第十九条の十四の二を第六十二条とする。

第十九条の十四の前の見出しを削り、同条第一項中「第十九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に、「製造業者等」を「取扱業者」に改め、同条第二項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第三項及び第四項中「とらなかつた」を「とらなかった」に改め、同条を第六十一条とし、同条の前に見出しとして「（表示に関する指示等）」を付する。

第十九条の十三の二中「製造業者等」を「取扱業者」に改め、同条を第六十条とする。

第十九条の十三の見出しを「（取扱業者が守るべき表示の基準）」に改め、同条第一項中「（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）」を削り、「あつた」を「あった」に、「製造業者等」を「取扱業者」に改め、同条第五項中「第七条第二項並びに第十三条第一項」を「第三条第二項並びに第九条第一項」に改め、「基準について」の下に「、それぞれ」を加え、同条を第五十九条とする。

第四章の章名中「格付」を「格付等」に改める。

第十四条の見出しを「（格付）」に改め、同条第一項中「農林物資の製造、加工（調整又は選別を含む。以下同じ。）、輸入又は販売」を「国内において農林物資の生産、販売その他の取扱い」に、「製造業者等」を「取扱業者」に改め、「ところにより」の下に「、ほ場」を加え、「登録認定機関の認定」を「登録認証機関の認証」に、「製造し、加工し、輸入し、又は販売する当該認定」を「取り扱う当該認証」に改め、「ついて日本農林規格」の下に「（第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。第三十条第一項において同じ。）」を加え、同条第二項中「農林物資の生産業者」を「国内において農林物資を生産することを業とする者」に改め、「その他の」の下に「国内において」を、「ほ場」の下に「、工場」を加え、「登録認定機関の認定」を「登録認証機関の認証」に、「当該認定」を「当該認証」に改め、「日本農林規格」の下に「（第二条第二項第一号ロに掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。第三十条第二項において同じ。）」を加え、「（第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。）」を削り、同条第三項中「農林物資の販売業者」を「国内において農林物資を販売することを業とする者」に改め、「その他の」の下に「国内において」を加え、「登録認定機関の認定」を「登録認証機関の認証」に、「当該認定」を「当該認証」に改め、「日本農林規格」の下に「（第二条第二項第一号ハに掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。）」を加え、「（第二条第三項第三号に掲げる基準に係るものに限る。）」を削り、同条第四項第一号中「第二条第三項第一号」を「第二条第二項第一号イ」に改め、「掲げる」の下に「事項についての」を加え、同項第二号中「第二条第二項第一号ロ」に改め、「掲げる」の下に「事項についての」を加え、同項第三号中「第二条第三項第三号」を「第二条第二項第一号ハ」に改め、「掲げる」の下に「事項についての」を加え、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項」に、「認定」を「認証」に、「農林物資の製造業者等、生産行程管理者又は流通行程管理者」を「取扱業者（以下「認証品質取扱業者」という。）、第二項の認証を受けた生産行程管理者（以下「認証生産行程管理者」という。）又は第三項の認証を受けた流通行程管理者（以下「認証流通行程管理者」という。）」に改め、同条第七項中「農林物資の製造業者等、生産行程管理者又は流通行程管理者」を「認証品質取扱業者、認証生産行程管理者又は認証流通行程管理者」に、「なつた」を「なった」に改め、同条第八項中「認定」を「認証」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　認証流通行程管理者が他の認証流通行程管理者又は第三十条第四項に規定する認証外国流通行程管理者から格付の表示（第二条第二項第一号ハに掲げる事項についての基準に係るものに限る。以下この項、第三十条第四項及び第四十一条第二項において同じ。）の付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）の流通行程の管理又は把握を引き継いだときは、当該格付の表示は、第五項の規定により当該認証流通行程管理者が付した格付の表示とみなして、前二項の規定を適用する。

第四章第一節中第十四条を第十条とする。

第十五条第一項中「農林物資の小分け」を「国内において農林物資を小分けすること」に、「登録認定機関の認定」を「登録認証機関の認証」に改め、「（第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。以下この項及び第十九条の四において同じ。）」を削り、「当該認定」を「当該認証」に、「当該表示」を「格付の表示」に、「同条」を「第三十一条第一項」に改め、同条第二項中「前条第八項」を「前条第九項」に、「認定」を「認証」に改め、同条を第十一条とする。

第十五条の二第一項中「第十九条の十五第一項に規定する指定農林物資（以下この条、第十八条第一項第五号及び第十九条の二において「指定農林物資」という。）の輸入業者」を「農林物資を輸入することを業とする者（以下「輸入業者」という。）」に、「指定農林物資の」を「農林物資の」に、「登録認定機関の認定」を「登録認証機関の認証」に、「当該認定」を「当該認証」に、「指定農林物資に」を「農林物資に」に、「当該指定農林物資」を「当該農林物資」に改め、同条第二項中「指定農林物資」を「農林物資」に、「認定」を「認証」に、「よつて」を「よって」に改め、同条第四項中「第十四条第八項」を「第十条第九項」に、「認定」を「認証」に改め、同条を第十二条とする。